

可視化の現在 立会いの未来

立会い強化月間報告及び立会い援助事業利用実例について

取調べの可視化・弁護士立会大阪本部 事務局次長 城使 洸司

1 ● 立会い強化月間の報告

当本部では、昨年に引き続き、取調べへの弁護士立会い（準立会い）強化月間を設けた。なお、準立会いとは、取調べへの弁護士立会いが捜査機関の拒絶により実現しなかった場合に、取調室至近で待機し、随時あるいは定期的アドバイスをするなどして、実質的に弁護士立会いに等しい（もしくは、これに準じ近接する）効果を得ようとする弁護活動である。

今年の報告において、全て取調べ室内での立会いを申し入れていたが、残念ながら取調べ室内での立会いが実現した事例はなかった。しかし、いずれも準立会いは実現していた。

報告事例をみると、取調べの時間は長くとも3時間であり、1時間弱で終了している事案もあった。黙秘方針をとるのか、供述するのかという方針が報告からは定かではないので、因果関係は明らかではないが、弁護士の準立会いによって、いたずらに長時間の取調べを受けることを防ぐ効果もあるかもしれない。

また、本年の報告で特徴的であった事例は、身体拘束後釈放された事例で、被疑者が入院する病院で行われた取調べへの準立会いである。弁護士は取調べが行われている部屋の隣の面会室で待機し、適宜面会を申し入れ、依頼者と打ち合わせを行ったようである。病院での取調べという少タイレギュラーな事例ではあるが、警察署や検察庁での立会いに囚われず、積極的に立会いを申し入れていく必要性が示された事例であるといえる。

昨年の強化運動の報告では、弁護側の専門家証人へ

の参考人取調べに弁護士が同席した事例もあった。今後は取調べ室内での立会い、準立会いについては申入れを継続し、実現していく必要がある。立会い強化月間は、取調べへの立会いを実現する意識を会員に周知し、積極的な申入れ、交渉を行ってもらう効果を期待する一方で、報告を募ることによって、捜査における様々な場面において弁護士が関与できる手続きがあることを再確認できた。

今後も強化運動については継続して実施し、取調べへの立会いの実現を目指すとともに、よりよい捜査弁護活動を考える一助となれば幸いである。

2 ● 立会い援助事業利用実例

大阪弁護士会では、取調べへの立会い及び準立会いについて、報酬や実費を援助する取調べ立会い法律援助事業が開始された。筆者は、第1号の承認事件を担当したため利用の実例について報告する。

筆者が被疑者国選で受任した傷害被疑事案が、当初の10日間の勾留を終え、10日間の勾留延長決定がなされた。同延長決定に対する準抗告が認容され、依頼者は釈放された。国選弁護士としての地位は、勾留が終了することによって解かれるため、筆者も依頼者の国選弁護士としての地位を失ったのである。しかし、釈放された後も捜査機関からの呼出しはあり、捜査自体は継続することになる。

従来であれば、弁護士会の承認を得た上で私選契約を締結し、引き続き弁護活動をするという方法もあった。しかし、被疑者に資力がなく、私選契約もできない場合には、弁護士のいない状態で単身捜査機関と対

時するか、あるいは費用をもらわず、タダで私選弁護人として活動するか選択肢がなかった。

しかし、立会い援助事業の創設によって、私選契約できない方でも、弁護士報酬と実費を弁護士会から支出することができるようになったのである。本件の依頼者も資力的に私選契約を締結することができなかつたため、立会い援助事業を利用することとした。

釈放後ただちに立会い援助事業へ申し込み、承認を得た。早速捜査機関からの呼出しがあったが、改めて取調べの可視化・弁護人立会い申入書を提出し、取調べ室内での立会いを求めた。結局警察署での取調べと検察庁での取調べが1回ずつ行われ、いずれにも弁護人が同行し、準立会いを行った（残念ながら取調べ室内での立会いは実現しなかった。）。

本件は黙秘方針であったため、依頼者は取調室に入り、黙秘権行使を宣言し、退出を申し出た。警察、検察いずれの取調べにおいても黙秘権を行使し、当然供述調書の作成も行わずに退出した。そのため、準立会いを行った時間としては短時間であったが、弁護人が同行していなければ、自白獲得のために長時間の取調べが行われたことは容易に想像できる。

身体拘束からの釈放後、国選弁護人が選任されていない期間における弁護活動は、これまで制度上援助されていなかった。しかし、立会い援助事業の創設によって、より手厚い弁護活動を実現できることを実感した事例であった。

各会員におかれても、積極的な利用をしていただきたくご報告した次第である。

当会の代表番号をナビダイヤルに変更しました。

大阪弁護士会

従前の当会代表番号は、テープ案内で、案内内容を聞き取って、再度、聞き取った電話番号に掛けなおす必要がありましたが、今般、代表番号をナビダイヤルに変更することにより、ガイダンスに応じて番号を押していただければ、該当部署につながるようになりました。

新しくなりました代表番号は、

0570-783-748 (悩みなしや) です。

ガイダンスの概要は下記のとおりです。

全部署につながるわけではありませんが、ご活用いただければ幸いです。

- 法律相談をご希望の方は①を
- 刑事当番弁護士の派遣をご希望の方は②を
- 当会会員弁護士の登録確認をご希望の方は③を
- 当会会員弁護士の方は④を
押してください
 - ○ 登録申請等、総合管理課へのご連絡は①を
 - ○ 23条照会については②を
 - ○ 法律相談等、相談一課へのご連絡は③を
 - ○ 会費等、財務課へのご連絡は④を
押してください。

※平日9時～12時、12時45分～17時の業務時間内のガイダンス概要です。業務時間外のガイダンスは異なりますのでご注意ください。